

企業の皆様へのお知らせです

国家公務員倫理審査会

- ✓ 企業の皆様と国家公務員が接触・交流する際、国家公務員には **一定のルール** があります。
- ✓ 皆様との会合、皆様からの贈与などについては、国家公務員にとって**禁止行為に当たる場合もあります**ので、特にご留意ください。

- 国家公務員は、「**利害関係者**」（契約の相手方、許認可の申請者、立入検査を受ける事業者など）**との間で、例えば以下の行為が禁止**されています。
 1. 金銭、物品、不動産の贈与を受けること
 2. 無償の役務の提供を受けること（例：社用車による送迎）
 3. 供応接待を受けること（「割り勘」による飲食は可能）
- 国家公務員は、「**利害関係者**」**以外**の事業者等との間でも、同じ相手からの繰り返しのものや著しく高額なものなど、**社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待や財産上の利益の供与を受けることが禁止**されています。

公務員倫理ホットライン

国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は…

【電話】 03-3581-5344

（土・日・祝日を除く、9：30～18：15）

【WEB】

検索 



通報者の氏名等は窓口限りにとどめられるなど、
通報により不利益な取扱いを受けないように万全を期しています